# 令和7年度
# 『あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所』
# 募 集 中

外国人労働者にとって働きやすく、やりがいの持てる就労環境づくりに取り組む事業者を尼崎市が応援（認証）することで地域経済の発展と共生社会のまちづくりをめざすものです！

## 特典その1

### 認証書贈呈

※令和6年度認証式の様子

### 認証ロゴマークの活用

HPや名刺等で認証のPRが可能！

## 特典その2

尼崎市ホームページ、アマポータル、市報等各種情報媒体での周知・PR

尼崎のビジネスと雇用就労を促進する情報ポータルサイト
AmaPortal

## お問い合わせ先

公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構 事業課
〒660-0081
尼崎市昭和通2丁目6-68　尼崎市中小企業センター４F
TEL：06-6488-9565　　FAX：06-6488-9549
※祝祭日を除く月～金曜日　午前9時～午後5時　12月27日（土）～1月4日（日）は閉館

# 認証制度の概要

## 認証の要件

⑴申請日の属する年度の４月１日現在、１年以上尼崎市に事業所が所在していること

⑵申請日時点において、外国人労働者を１名以上雇用し、安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、外国人労働者の能力発揮・活躍促進・職域拡大に努めるなど、外国労働者の定着促進に取り組んでいること

⑶市税を滞納していないこと

⑷暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者に該当しないこと

⑸労働関係法令並びに出入国関係法令等を遵守していること

⑹「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものではないこと

## 認証の基準

⑴労働関係法令等を遵守するとともに、やさしい日本語で接する、福利厚生面で支えるなど、外国人労働者にとって働きやすい職場環境の整備を行っていること

⑵外国人労働者の在留資格の範囲内で、その能力を発揮し中長期にわたって定着できるよう、日本語習得を支援するなど、外国人材の育成に取り組んでいること

⑶外国人労働者の人権を尊重するなど、外国人材の定着に向け、丁寧な対応に心掛けるなど、経営者自ら多文化共生の視点が盛り込まれた取組を事業所内に周知していること

⑷外国人労働者の活躍推進が、従前雇用の日本人職員のやる気向上や気づきにつながるなど、組織全体の活性化につながっていること

## 申請から認証までの流れ

### 認証申請（★応募締切は令和７年８月２９日（金））

様式第１号と必要書類を（公財）尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送（レターパック又はレターパックプラス）してください

※事業者の皆さまにご対応いただくのはこの部分のみです

### 審査

ご提出いただいた書類を審査するとともに、現地調査や事業所様へのヒアリング調査を行います

※ 書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります

### 懇話会開催

学識経験者をはじめとする懇話会構成員による協議を行います

### 認証決定

懇話会の意見を参考に市が認証企業を決定し、モデル事業所の認証書（様式第２号）を授与します

各種書類は、尼崎市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

尼崎市　外国人材　モデル事業所

詳細は尼崎市ホームページ（ページ番号１０４０７６２）をご確認ください。